

令和5年和泉市教育委員会第5回定例会

日 時：令和5年5月25日(木) 午後3時00分から
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

出席者

教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	中西 正人
委員	小谷 美樹

事務局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	土本 修一
教育指導監	上田 茂幸
教育・こども部次長兼教育総務課長	鍛冶 公哉
学校教育室長	阪下 誠
こども未来室長	西角 雅士
学校教育室教育指導担当課長	仲谷 正太郎
学校教育室教育指導担当参事	岩井 靖久
学校教育室教育センター所長	隅埜 哲弥
こども未来室幼保運営担当課長	北野 剛司
こども未来室幼保育成担当課長	樋上 征史
教育総務課長補佐	大西 薫
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係 (生涯学習部)	西川 世理奈
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	前田 志織
生涯学習推進室長	西田 尚司
生涯学習推進室生涯学習担当課長	橋本 吉人
文化遺産活用課長	森下 徹
久保惣記念美術館館長代理	田中 ゆかり

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第 19 号 令和 5 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について(その 1)
補正予算について

案件 1 和泉市 GIGA スクール推進事業

案件 2 さいわいこども園改築事業費補助金の追加

議案第 20 号 令和 5 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について(その 2)
和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 21 号 和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定
について

議案第 22 号 令和 6 年度使用和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書
の採択について

議案第 23 号 令和 6 年度使用和泉市立小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書
に関する諮問について

議案第 24 号 令和 5 年度和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定
委員の委嘱及び任命について

5. 報告事項

(1)和泉市立青少年の家のリニューアルについて

(2)史跡池上曾根遺跡整備事業実施計画の変更について

6. 情報提供

(1)令和 5 年度幼稚園児・児童・生徒数の状況について

(2)令和 5 年度待機児童数について

(3)令和 5 年度留守家庭児童会在籍児童数の状況について

(4)令和 4 年度和泉市生涯学習サポート館事業報告及び収支報告について

(5)令和 4 年度和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース事業報告及び収支報告に
ついて

(6)令和 4 年度和泉市立図書館事業報告及び収支報告について

(7)令和 4 年度和泉市内体育施設事業報告及び収支報告について

(8)一般財団法人和泉市文化振興財団令和 4 年度決算書類の提出について

(9)一般財団法人和泉市文化振興財団令和 5 年度事業計画書類の提出について

7. その他

8. 閉会

<p>小川教育長</p>	<p>定刻となりましたので、令和5年和泉市教育委員会第5回定例会を開会します。</p> <p>本日は、久米委員から欠席届を提出されていますが、過半数の委員は出席ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定に従いまして、本日の会議が成立することを報告します。</p> <p>第3回定例会および第4回定例会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、第3回定例会および第4回定例会の会議録について承認することとします。</p> <p>今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と小谷委員を指名しますので、お願いします。</p> <p>次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。令和5年4月20日から5月24日までの主な活動を掲載しています。何かご質問等ございませんか。</p> <p>それでは議事を進めてまいります。</p> <p>本日は、審議事項6件、報告事項2件、情報提供9件です。</p> <p>議案第19号「令和5年和泉市議会第2回定例会に提出する議案について」、案件1「和泉市 GIGA スクール推進事業」について、事務局（学校教育室）から説明願います。</p>
<p>仲谷課長</p>	<p>教育指導担当の仲谷です。</p> <p>補正の額は、150万円です。補正の理由は、国の委託を受けた事業者が実施する「GIGA スクールにおける学びの充実事業リーディング DX スクール事業」を活用し、GIGA スクール推進コーディネーターを研修講師等として学校へ派遣することにより、1人1台端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践の学校間格差解消及び、市立学校全体の利活用促進を図ることを目的に、必要経費の補正予算を要求するものです。</p> <p>和泉市 GIGA スクール推進事業の内容としましては、市が選定した GIGA スクール推進コーディネーターを、1人1台学習用端末の活用について重点支援を必要とする学校へ研修講師等として派遣すること、GIGA スクール推進コーディネーターを講師とした市内全校対象の研修を実施すること、市教育委員会指導主事による重点支援を必要とする学校現場での指導・助言等により、1人1台学習用端末を活用した教育実践の学校間格差を解消し、市立学校全体で1人1台学習用端末のさらなる活用を進め、新しい授業実践を生み出すことを目的としています。</p> <p>補正の内容につきましては、歳入が雑入、補正額が150万円、補正後予算額が150万円、リーディング DX スクール事業委託金となります。</p> <p>歳出が教職員人材育成事業報償費、補正前の額が133万4,000円、補正額が150万円、補正後予算額が283万4,000円、GIGA スクール推進コーディネータ</p>

	<p>一謝礼追加となります。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
小谷委員	<p>講師を派遣して収入を得るのか、派遣する人を呼ぶのか、誰が講師なのか分からなかったのを教えていただけますか。</p>
仲谷課長	<p>まず、この和泉市 GIGA スクール推進事業は、1人1台学習用端末の活用について学校によって少し格差があったので、それを埋めるために、指導主事の派遣を考えていたのですが、今回、国から国 100%補助で DX 推進コーディネーター活用の公募があったので、それに手を上げたということになります。DX 推進コーディネーターとして、全国の ICT 関係に詳しい大学教授を予定しており、4人が内諾済です。</p>
小谷委員	<p>和泉市内の格差をなくすため、4人の大学教授を呼ぶのに 80万円が必要ということですか。</p>
仲谷課長	<p>重点支援を必要とするのが4つの中学校ですが、そこへ研修講師を派遣するのに、10万円×2回×4校で80万円。学校のニーズに応じて研修講師を派遣するのに、5万円×2回×5校で50万円。和泉市全体の底上げを図るための担当者会へ研修講師を派遣するのに、5万円×2回で10万円。教育委員会を対象とした指導助言に5万円×2回で10万円。合わせて150万円となります。</p>
小谷委員	<p>色々なニーズに対応されるということですが、ニーズで4人の方の単価が違うということですか。</p>
仲谷課長	<p>時間や講師の立場等によって単価が少し変わります。和泉市の謝金基準に則って単価を決めています。</p>
小谷委員	<p>国の公募があって和泉市が手を上げたということですが、150万円というのは、和泉市が算出した数字か、国が MAX 150万円としているのかどちらでしょうか。</p>
仲谷課長	<p>国が MAX150万円としているものです。</p>
小谷委員	<p>4校については、専門性のある先生がいらっしやらないということですか。専門性のある先生の代わりということでしょうか。</p>
仲谷課長	<p>教職員の意識改革、校内組織体制を整理していくことや、リーダー教員の育成を目的としています。また、どのような授業をやっていけばより進んでいくのかという点において、好事例があまりない学校は難しいと思うので、ICTを</p>

小谷委員	<p>活用した授業の推進について、助言をいただきたいと考えております。</p> <p>大学教授の選考理由と、和泉市が採択された理由の2点について教えていただけますか。</p>
仲谷課長	<p>全国を見渡しても、ICTの学校での推進研究をしている先生は限られています。個別に依頼した結果、4人の教授から内諾を得たところです。もう1つは、採択の状況ですが、最初の公募の段階では30自治体程度が応募し、再公募で70自治体程度が応募したということです。全体で100自治体程度が手を上げており、そのうちの1自治体が本市です。</p>
小谷委員	<p>応募自治体が少ない状態で、先進的に和泉市がトライしたのをきちんと認められたわけですね。素晴らしいと思います。</p>
小川教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第19号案件1について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第19号案件1は、原案どおり可決します。</p> <p>続きまして、案件2「さいわいこども園改築事業費補助金の追加」について、事務局（こども未来室）から説明願います。</p>
北野課長	<p>幼保運営担当の北野です。</p> <p>補正の金額は3,648万7,000円です。</p> <p>補正の理由としましては、令和4年度まで厚生労働省が保育園部分と文部科学省が幼稚園部分に分かれていた民間園の施設整備補助金について、こども家庭庁創設に伴い、統合された結果、国からの補助金内示額が増額となりました。このことから、令和5年度のさいわいこども園改築事業費補助金について、追加分を補正予算要求するものです。</p> <p>補正の内容は、記載のとおりです。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
小谷委員	<p>用途ですが、老朽化による改築のどの部分に充てるのか、具体的に教えていただきたいです。</p>
北野課長	<p>今ある園舎を完全に取り壊して、新しい園舎を建てる事業になっております。</p>

小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第 19 号案件 2 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 19 号案件 2 は、原案どおり可決します。 続きまして、議案第 20 号「令和 5 年度和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 2）」「和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、事務局（こども未来室）から説明願います。</p>
樋上課長	<p>幼保育成担当の樋上です。 まず、改正の理由ですが、こども家庭庁成育局長からの通知が施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うものです。 次に、改正内容です。放課後児童支援員となるためには条例に定める資格等を有し、かつ都道府県知事が実施する認定資格研修を修了する必要があるとございます。 これについて、認定資格研修を修了していない者であっても、2 年以内に当該研修を修了することを予定している場合は放課後児童支援員とみなすことができるよう規定を改めるものです。なお、これまでは、同様の取扱いが令和 5 年 3 月 31 日までの経過措置として定められていました。 以上が条例改正の概要です。</p>
小川教育長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
小谷委員	<p>修了することを予定しているということですが、高度なスキルがさらにつくから後でいいということでしょうか。修了していない場合、児童支援員のスキルに何か違いが出るのか教えていただきたいです。</p>
樋上課長	<p>都道府県の研修が約 4 日に渡り行われ、そこで放課後児童支援員としての基本的な身につけるべき姿勢、また、課題がある子ども等への対応の仕方などを学びます。ただ、その研修を受ける以前に保育士などの資格を有しているため、研修を受ける前であっても現場での保育は可能であることから、この措置が設けられています。</p>
酉家委員	<p>2 年以内に研修を修了する見込みがある場合は支援員とみなすことができるのはいいのですが、2 年以内に修了できなかった場合のことは想定されているのですか。もしくは、そういうケースはあるのでしょうか。</p>

樋上課長	<p>基本的には、計画に沿って研修を受講しますので、あまり考えられないケースと考えています。</p>
酉家委員	<p>修了証の確認はしているということですね。分かりました。</p>
深堀職務代理	<p>2年以内に修了すればいいという形で支援員をされている方は、現在、全体の何割ぐらいいらっしゃるのでしょうか。</p>
樋上課長	<p>現在、資格を持たない者が34人います。今後、計画的に認定資格研修を受けていく予定です。</p>
小川教育長	<p>他にございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第20号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
	<p>ご異議ないようですので、議案第20号は、原案どおり可決します。 続きまして、議案第21号「和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（久保惣記念美術館）から説明願います。</p>
田中館長代理	<p>久保惣記念美術館の田中です。 和泉市教育委員会事業者選定委員会規則改正一部について、改正の理由ですが、今年度、和泉シティプラザのガラス面を利用し、ガラスアートを行うことを予定しています。その事業者選定にあたり、公募型プロポーザル方式を予定していることから、事業者選定委員会規則を改正し、「和泉市シティプラザガラスアート事業者選定委員会」を追加しようとするものです。 改正の内容としましては、委員は5人以内とし、委員のうち、1人は外部委員として、和泉・久保惣ミュージアムタウンコンソーシアムの役員を予定しています。その他4人は市職員を予定しています。 委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名により決定としています。任期は、委嘱又は任命の日から、事業者選定終了時までとなっています。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

<p>隅埜所長</p>	<p>ご異議ないようですので、議案第 21 号は、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 22 号「令和 6 年度使用和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書の採択について」、議案第 23 号「令和 6 年度使用和泉市立小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書に関する諮問について」、議案第 24 号「令和 5 年度和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について」は関連する案件ですので、事務局（学校教育室）から一括して説明します。</p> <p>教育センターの隅埜です。</p> <p>まず、議案第 22 号「令和 6 年度使用和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書の採択について」提案の理由並びにその内容についてご説明します。</p> <p>中学校及び義務教育学校後期課程の教科用図書については、令和 2 年度に採択いただいています。中学校及び義務教育学校後期課程においては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、採択期間は 4 年となっており、令和 5 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっています。また、無償措置法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和 2 年度及び令和 3 年度の採択基準に準じて行うこととなっていますが、新たに採択する必要が生じていないことから、令和 6 年度使用教科用図書については令和 5 年度使用教科用図書と同一のものを採択いただくものです。</p> <p>府を通じて通知されました文部科学省の「令和 6 年度使用教科書の採択事務処理について」「各学校段階における令和 5 年度の教科書採択について」「(1) 小学校用教科書の採択について」に記載されていますように、すべての教科書について、令和 4 年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること、その際「小学校用教科書目録（令和 6 年度使用）」に搭載されているもののうちから採択することとなっており、すべての教科書において新たに採択を行う必要がございます。</p> <p>続いて、議案第 23 号「令和 6 年度使用和泉市立小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書に関する諮問について」提案の理由並びにその内容についてご説明します。</p> <p>提案理由ですが、令和 6 年度使用小学校教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定に基づき、教育委員会が教科用図書の採択を行う必要がございます。その調査及び研究については、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会規則」第 2 条の規定に基づき、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会に諮問する必要があるため、別紙のとおり諮問しようとするものです。</p> <p>次に、教科用図書採択までの流れについてご説明します。</p> <p>まず、第 1 回和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会を開催します。選定委員会は、各科目の具体的な調査を調査員に依頼します。</p>
-------------	---

	<p>調査員は、当該教科において優れた専門的知識を有する教員が、市教科研究会顧問などから推薦されます。調査員は、調査研究委員を含め、各教科 3、4 人を予定しています。調査員は、大阪府教育委員会が作成した教科用図書選定資料等を活用し、項目ごとに必要な調査研究を行い、調査報告書をまとめます。この調査については、6 月上旬から 6 月末までを予定しています。そして、6 月下旬からは調査員から各教科の調査について選定委員会へ報告します。この報告については、第 2 回から第 5 回選定委員会を予定しています。教育委員の皆様も、ぜひオブザーバーとして参加いただきますようお願いいたします。</p> <p>この調査員の報告を元に、7 月中旬第 6 回選定委員会で教育委員会への答申をまとめます。この答申をもとに、7 月 27 日開催予定の臨時教育委員会議で採択をしていただきたいと思いますと考えています。</p> <p>次に、議案第 24 号「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について」の内容についてご説明します。</p> <p>和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、資料 36 ページの選定委員会委員の一覧に記載の者を和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員に委嘱及び任命するものです。</p> <p>「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長」として、和泉市立小学校校長会代表、和泉市立小学校教育研究会会長、和泉市立中学校教育研究会会長に、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者」として、小学校在籍児童保護者代表 1 人に委員を委嘱し、教育委員会事務局職員として 3 人を任命するものです。</p> <p>最後になりますが、昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与するものが含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至りました。</p> <p>本事案は、他自治体におけるものではありませんが、本市においても、採択の公平性に疑念の生じることがないように、教科用図書選定委員会規則の中に、守秘義務を明文化する規則改正を令和 5 年 3 月に行いました。さらに、「和泉市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のガイドライン」を策定し、適切な対応を行うよう学校長を通じて市内全教職員に通知指示したことをご報告します。</p>
小川教育長	<p>それでは、3 つの議案について何かご質問等ございませんか。</p>
小谷委員	<p>議案第 24 号について、各方面から校長先生や専門の方が委員選定されていますが、女性委員はいらっしゃるのでしょうか。</p>

隅埜所長	女性委員はいません。
小谷委員	多様な背景があるとは思いますが、校長先生の中でも女性の方はいらっしゃると思いますし、そういったところも含めて今後、委員の方を選ばれるときはご検討いただくのもいいのかなと思いました。
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>議案第 22 号・議案第 23 号・議案第 24 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 22 号・議案第 23 号・議案第 24 号は、原案どおり可決いたします。</p> <p>審議事項は以上ですので、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項 1「和泉市立青少年の家のリニューアルについて」、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。</p>
西田室長	<p>生涯学習推進室の西田です。</p> <p>まず、「1. 施設活性化・改修計画について」ですが、青少年の家については、施設の老朽化、冬場の閑散期や平日日中の利用率が低いことといった課題がございます。この課題解決を目的に、令和 7 年度中の施設のリニューアルオープンをめざし、「施設活性化・改修計画」の策定に着手しており、現在、同計画（案）をとりまとめているところです。</p> <p>当初は、本年の 4 月より、リニューアルに係る基本・実施設計業務に着手する予定でしたが、運用面などを含めて計画内容の検討を深める必要があると判断し、設計業務に先立ち、より具体的な改修内容や、施設の活性化に向けた運用方法等の再検証を行うものです。様々な観点から計画内容の成熟度を高めた上で、施設活性化・改修計画を策定し、施設の活性化に向けたリニューアルに着手します。</p> <p>続きまして、「2. 取組方針」ですが、施設活性化・改修計画の検討を深めるため、「当該施設に対する利用者ニーズの再聴取」を行うほか、ハード面の検討だけでなく、「施設の運用等、ソフト面における施設活性化策や施設の周知に係る手法、周辺施設との連携等の検討」、そして「リニューアルに係る費用対効果の再検証」などを行うものです。</p> <p>続きまして、「3. これまでの検討経過及び今後の取組み」です。まずは、令和 4 年 7 月から令和 5 年 3 月にかけて、施設利用者等へのアンケートやワークショップ、類似施設の調査、施設活性化策の検討等を行いました。</p> <p>次に、本年 4 月以降、リニューアルの参考とするべく、優良事例の研究・視察として、府県をまたいだ優良施設の視察等を行い、事例研究を行っています。</p>

	<p>次に、本年6月2日には、利用者ニーズの聴取や、ハードソフト両面での施設活性化策の再検討等を目的に、シンポジウムを開催します。内容としましては、桃山学院大学や和泉商工会議所等の関係団体、包括連携協定の締結企業を中心とした関係企業、学校関係者、地域団体、周辺施設の関係者等、様々な分野の方をお招きし、実際に施設をご利用いただいたうえで、多様な視点で青少年の家へのニーズや具体的な活性化策等について、意見交換を行うものです。</p> <p>最後に、本年6月以降の取組みとしましては、優良施設の研究やシンポジウムの開催だけでなく、様々な分野の方へのヒアリング等を行い、リニューアルに要する事業費に係る費用対効果の再検証を行う予定です。</p> <p>この現状の計画を基に、計画全体の検討を深め、成熟度を高めた上で、今後、施設のリニューアルに着手したいと考えています。</p>
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	アンケートの分析について、1番のターゲットにしている層がどう言っているかは、分析されているのでしょうか。
橋本課長	生涯学習担当の橋本です。 現在取っているアンケートは、槇尾山青少年の家利用者を含め、近隣住民や桃山学院大学の学生など、使いそうな方を中心にアンケートを取っているものです。その方々の意見を基に、集計しながらリニューアル計画を立てていきたいと考えています。
小谷委員	周辺の方ということで、前回ディスカッションをした時に、色々な学校の方に来ていただいたらいいのではないかという話があったと思うのですが、それはどうですか。
橋本課長	地域のPTAにも、使い方などの内容も含めてアンケートを取っています。
小谷委員	ありがとうございました。今後の計画が楽しみだと思いました。よろしくお願いします。
深堀職務代理	シンポジウムやヒアリングをして方針を固めるということだと思うのですが、スケジュール的には大体いつ頃、大まかな方針が決まる予定でしょうか。
橋本課長	本来であれば、4月から設計業務に取り組んでいくところですが、シンポジウムの内容も含め、適正な時期を今後判断していきたいと考えております。
深堀職務代理	適宜、この場でもご報告いただけるということですので、よろしくお願いします。

小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、続いて、報告事項2「史跡池上曾根遺跡整備事業実施計画の変更について」、事務局（文化遺産活用課）から説明願います。</p>
森下課長	<p>文化遺産活用課の森下です。</p> <p>事業概要ですが、史跡池上曾根遺跡については、史跡指定 50 周年、史跡公園開園 25 周年、市制施行 70 周年という節目の年である令和 8 年度のリニューアルオープンをめざし、多目的広場の整備ならびに池上曾根弥生情報館の増築工事を実施する予定でしたが、国庫補助金の削減により、計画を変更することになったものです。</p> <p>整備事業の流れの当初案では、令和 4 年度に基本設計・実施設計を行い、令和 5 年度～7 年度にかけて、未整備エリアの造成工事をおこなうとともに、令和 5 年度に情報館増築工事の設計、6 年度に工事を実施し、令和 8 年 5 月にリニューアルオープンする計画で、その総事業は 6 億 5,000 万円、うち 50% にあたる 3 億 2,000 万円の国庫補助をうける予定でした。</p> <p>令和 5 年度の文化庁補助金ですが、整備工事費 1 億 4,700 万円、情報館増築設計委託料 920 万円、合わせて 1 億 5,620 万円を予定し、文化庁に対し補助金の申請を行ったところ、4 月 1 日付けで 3,132 万 5,000 円の交付決定がありました。補助対象事業費は総事業費の 40%、実質、補助金は総事業費の 20% に止まりました。</p> <p>なお、補助金の削減は、池上曾根遺跡だけでなく、全国の史跡整備事業に共通のものであります。文化庁の考え方としましては、市が実施する史跡公園整備事業費はすべて国庫補助金の対象となるものですが、補助対象事業費の範囲内で整備事業を完了するには、当初の実施計画からさらに複数年かけて実施する必要があるということでした。</p> <p>今後の整備事業の進め方ですが、国庫補助金について、今後も令和 5 年度同様、総事業費の 40%、実質 20%の補助率とすれば、当初計画していた令和 8 年度のリニューアルオープンができない状況であるため、さらに複数年かけて整備を行うよう整備事業内容を変更するものです。</p> <p>変更後の整備事業の流れですが、令和 5 年度～7 年度にかけ、補助対象事業費内で、多目的広場の整備を行い、令和 8 年 5 月に多目的広場の一部供用を開始し、一部リニューアルプレオープンをしたいと思っています。その後、令和 8 年度～10 年度にかけ、補助対象事業費内で情報館増築などの整備事業を実施し、令和 11 年 5 月のリニューアルフルオープンをめざすものです。</p> <p>実施計画変更のスケジュール表については、当初と変更後の比較表となっておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
西家委員	<p>補助金の減額の経過によっては、計画を見直さざるを得ないというのは理解できるのですが、長い年月をかけての計画ですので、また補助金が減らされる</p>

	<p>のではないかとということが気になります。今から3年後、もしくは5年後、6年後に減額され、計画を完全にできない、もしくは、もっと大幅な事業縮小をされて当初の計画と意図しないような形で終わってしまうということになるのではないのでしょうか。100%補助金頼みになるのが現実なのか、その補助金が減ることに対するリスク、なぜ補助金が減っていくのか分かる範囲で教えてください。</p>
森下課長	<p>整備事業については、50%の補助金があり、補助金を活用して整備を進めていくのが基本方針です。補助金について文化庁と協議をし、事業全体については文化庁も了解できるということでした。ただし、当初は令和5、6、7の3か年で6億5,000万円を使ってリニューアルをするという計画だったのですが、3か年で6億5,000万円に対する補助金を確保するのが難しく、少し期間を延ばせば全額補助対象にできるとのことでしたので、倍の6年をかけて整備することになりました。</p> <p>ちなみに、令和8年は節目の年にあたるので、少なくとも多目的広場は整備をし、一部供用開始してプレオープンという形にもっていきたいと考えています。6年間で全額補助がもらえるかは確定ではありませんが、そういう方向で文化庁と協議を進めてこの計画に変更しました。補助金が減った理由は分からないのですが、計画がまずかったから減らされたということではなく、文化庁として全国の史跡整備にあたる事業の申請に対して追いつかず、これだけの補助金になったということでした。全国的に文化財を活かした地域の活性化を進めていくようにという文化庁の指導があるので、文化庁が予算を用意している以上に整備事業が全国で進んでいるのかと思います。</p>
西家委員	<p>補助金を減らすが、6年延ばさせてくれという文化庁側の意向と理解したらいいですね。</p>
森下課長	<p>元々の3か年では文化庁は追いつかないが、少し延ばせば補助対象にしますということでこういった措置をしています。</p>
西家委員	<p>ありがとうございます。</p>
中西委員	<p>実質補助率が20%程度とあるのですが、6年に延ばせば、実質補助率が回復することになるのですか。</p>
森下課長	<p>計画期間を3年から6年に延ばした場合、50%の補助金を6年間いただいて整備をすることが可能となります。</p>
中西委員	<p>文化庁補助金ではよくあることですか。</p>
森下課長	<p>これまでは、あまりこういうケースはありません。</p>

中西委員	国の補助制度によっては、圧縮率みたいなものを使って補助金を削減するようなケースが往々にしてあると思うのですが、そういうことではないのですね。
森下課長	はい。
小川教育長	よろしいでしょうか。 それでは、報告事項は以上ですので、情報提供に移ります。 情報提供 1～9 ですが、事前に資料を配付しています。従って説明は省略しますが、何かご質問等がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。 それではその他に事務局から報告等はありませんか。 ないようですので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会は終了します。

傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。(定員数は会場により異なります。)

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。